

習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第3回習志野市農業委員会総会は平成30年3月7日（水曜日）習志野市役所5階小会議室（5-4会議室）で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 12名出席 4名欠席

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 小川 孝雄	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 12番 村山 茂男 14番 中野 政博

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 11時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第6号（案）について

議案第3号 習志野市都市計画審議会委員の推進について

1. 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

議 長	<p>皆様、お忙しいなか、御苦労さまです。 定刻になりましたので、只今より平成30年 第3回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 本日は、3番伊藤 和彦委員・8番織戸 淳也委員 10番三代川 彦博委員・13番小川 孝雄委員より欠席 の連絡を受けております。 従いまして、4名の欠席を含め16名中12名の出席であります。 よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 12番 村山 茂男 委員 14番 中野 政博委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は3件、報告案件が3件でございます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局より議案説明を求めます。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請 書の提出があったので、県への送付について審議を求めます。 平成30年 3月 7日提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●m² 2 権利の内容 転用を伴う所有権移転 3 転用計画 駐車場用地 4 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●●番●号 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●

議 長	<p>譲渡人 ●●市●●●区●●町●●●●番地 ●● ●● 以上です。</p> <p>ただ今、事務局より第1号議案を読上げてもらいました。本来であれば皆さんで現地調査を行う予定でしたが、天候不良ということで急遽、事務局と相談をして現地調査を中止いたしました。その代わりに現地の写真を撮ってきておりますので、それを見ながら審議していきたいと思います。それでは事務局は説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、今、議長からお話がありましたように、荒天のため現地調査を中止といたしましたことから、詳細説明と現地調査報告を併せて事務局からさせていただきたいと思います。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請の提出があったので県への送付について審議を求める。 提出年月日 平成30年3月7日 農業委員会受付日 平成30年2月23日 譲受人、譲渡人についても先ほどの議案のとおりです。 転用計画は駐車場用地、 転用の時期は、平成30年5月10日から平成30年6月10日まで、開発行為、残土条例、埋蔵文化財、その他の法令等には全て該当ありません。申請理由につきましては、議案第1号の現地調査ということで、資料3ページの案内図をお開きいただきたいと思います。</p> <p>申請地の場所は斜線の部分になります。案内図の左下●道●●●●●線の●●交差点から●●●方面に向かい●●●mほど進んだ左手になります。今回の申請地は、市街化調整区域の中でも特に生産性の高い地域とされる農業振興地域に指定されていることから平成29年7月総会の議案第1号として農業振興地域から解除をし、今回、農地から駐車場へ転用すべく申請をされたものです。新しい委員さんは現地調査をされていませんが、解除をする際に継続の委員さん方には現地をご覧いただいたかと思えます。</p> <p>申請理由については、譲受人の●●●●株式会社が社員用、来客用、業務用トラック等の駐車場約●, ●●●m²を県道を挟んだ対面に借りておりました。ところが、前面の県道拡張工事が進められており完了後には中央分離帯が設置され対面駐車場と事業所の車両</p>

	<p>の往来が困難になること、更には従業員及び来客者の横断にも危険が伴う状況を鑑みこれらを回避し業務が円滑に行える環境を整えるべく、事業所に隣接した場所への駐車場を確保するためのものです。譲渡人の●●●●さんは農業に従事しておらず、申請地を耕作されていた●●●●さんとは平成29年5月末日で契約満了となっており●●さんは既に代替地として●●市●●町で耕作をされていることからこの転用については問題ありません。</p> <p>申請地に隣接する農地への被害防除については、6ページをご覧くださいただけですでしょうか。申請地の敷地周りにブロックの土留めをし、隣接農地との境界を高くして水勾配をつけ雨水が流水しないようにし、排水については砂利敷き仕上げとして自然浸透、宅内処理とします。日照については建築物が無いことから影響は無いと考えます。</p> <p>3月1日に開催しました企画委員会にて、三代川彦博委員より、駐車場の照明による農作物への影響と防犯の観点からの質問がありました。譲受人の代理人に確認しましたところ、照明灯は設置しないとの回答があり、照度による農作物への被害はありません。</p> <p>また今回の駐車場は1,923㎡と広く、事業所に隣接した駐車場となることから、照明灯を設置しないことについて、建築基準法、駐車場法、及び環境省の地域照明環境計画、消防法、警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」等に抵触しないことも確認できました。</p> <p>恐れ入ります5ページをご覧ください。左下の矢印のところが車両の出入口となっており、県道から10tトラックの出入りも方向転換も問題なく行える状況となります。これらを鑑み、こちらの農地が駐車場として適地と判断し、申請を行ったものです。</p> <p>以上、現地調査報告と詳細説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局は、現地調査報告と詳細な説明をありがとうございました。3ページ目の地図ですが皆さん場所は分かりますよね。</p> <p>それでは、次に、4番 ●●委員も●●地区ということで何か意見・補足等ございませんか？</p>
担当委員	<p>ここの土地が開発されたのは、明治時代で国から放牧地のような所を下げられたもののようです。●●●●さんは、畑はたくさんあるのですが、現在は農業をされておりません。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

職務代理	<p>同じく●●地区担当の●●委員、何か意見・補足等ございませんか？</p>
議 長	<p>この申請地は現在耕運されていて、いつでも工事ができるようになっています。●●●●が将来的にどのような形になるのか、●●●●線の道路の整備いかんによってはこの辺が変わってくると思います。どのような構想なのか分かりませんが、現時点ではこの道路ができるので駐車場をここへ造らざるを得ないという形なのですよね。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>それから、先ほど事務局から説明をしましたが、先日開催した企画委員会の中で三代川彦博委員より、駐車場からの照明が作物に与える影響が心配されるので確認をして欲しいという件については、駐車場に照明灯は設置しないということで問題が無いということを確認しています。</p> <p>他に関連してありませんか。 事務局は何かありませんか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第1号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。 事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。</p> <p>続きまして 議案第2号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第6号（案）について、事務局より議案説明を求めます。 事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第6号（案）について</p>

	<p>下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第6号（案）の提出があったので意見を求める。</p> <p>平成30年3月7日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積</p> <p>習志野市●●●丁目●●●●番 ●, ●●●●㎡</p> <p>習志野市●●●丁目●●●●番 ●, ●●●●㎡</p> <p style="text-align: right;">計 ●, ●●●●㎡</p> <p>2 権利の内容</p> <p>使用貸借権設定（3年間）</p> <p>3 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 習志野市●●●丁目●●●番●●●号</p> <p style="padding-left: 100px;">●● ●●</p> <p>譲渡人 習志野市●●●丁目 ●番●●●号</p> <p style="padding-left: 100px;">●● ●</p>
議 長	<p>はい、この案件につきましても現地調査を行っておりませんので、それを踏まえて事務局から詳細説明をお願いします。</p> <p>事務局の説明の間暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>・・・現地調査等の報告並びに説明・・・</p>
議 長	<p>休憩前の戻り会議を続けます。</p> <p>事務局は、議案内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは8ページについて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>申請者と申請地の所在につきましては先ほど朗読させていただいた通りです。</p> <p>貸付の期間は、平成30年4月7日から平成33年4月6日までです。</p> <p>権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等は、譲受人の●●さんが現在所有されている土地につきましては、自作地が●, ●●●●㎡、借入地●, ●●●●㎡、今回の申請地を●, ●●●●㎡としますので、実経営地になりますと●, ●●●●㎡になります。譲渡人の方につきましては、所有地が●, ●●●●㎡ありまして、今回貸付をする申請地につきましては●, ●●●●㎡、差引き●, ●●●●㎡になります。</p> <p>権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事してい</p>

	<p>る状況は、経営主がお父様の●●●●さんでお母様と一緒に耕作をされているということです。今回の譲受人である●●●●さんは後継者ということで、従事日数は160日になっております。利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況は、記載のとおりとなります。</p> <p>現地調査は平成30年3月5日（月曜日）に事務局2名で行いました。</p> <p>対象となる場所につきましては、配布いたしました地図をご覧ください。●●●●駅並びに●●●●●●から約500mほどの●●市との市境にあり、農道に面した農地の一角になります。今回の農用地利用集積は継続で、3年前の平成27年4月から新規に農地を借り、耕作を始めたものです。</p> <p>お配りした写真をご覧ください。現在は、農業用ポリエチレンのトンネル被覆がきれいに施されており、人参が生育していることを確認しております。</p> <p>譲受人、つまり借り方の●● ●●さんは、●●才と若く、現状は、ご両親と一緒に精力的に耕作されています。参考資料にもありますとおり、●●の別の農地も借りて耕作しています。今後は農業経営規模拡大を希望しており、再度3年間継続をしたく、農用地利用集積計画を出されました。</p> <p>譲渡人、つまり貸す方の ●● ●●さんは、●●歳と大変な高齢であること、後継者がいないことから、きちんと耕作をしてくれる方に貸したいとの意向に基づき、今回3年間が終了するにあたり、継続に了解されました。</p> <p>●●さんは、若手後継者として、認定農業者となり、習志野市農業士等協会に加入し、JA 千葉みらい習志野青壮年部員としても、精力的に活動されていることから問題はないと思われます。</p> <p>以上、現地調査報告と詳細説明とさせていただきます。</p> <p>議 長 はい、ありがとうございました。 12番 村山茂男委員、何か意見・補足等ございませんか？</p> <p>村山委員 継続ということですが、3年前も●●●●さんでしょうか。</p> <p>事務局 はい、そうです。</p> <p>村山委員 分かりました。</p>
--	--

議 長	<p>他にありませんか。 はい、三代川和彦委員どうぞ。</p>
三代川和彦 委員	<p>貸付期間が3年ですが、貸主が高齢なのでもしもの時にはどのようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば農地を借りていて所有者が亡くなった場合は、法定相続人の方が「またお貸ししますよ」ということであれば、そのまま貸主が替わるだけでまた継続ができるということになります。ただ「農地を貸さない」ということになりましたら、その時点で手続きの変更が生じてくることになります。</p>
三代川和彦 委員	<p>3年間ということで借りて、もし1年経たないうちに亡くなって「貸さないよ」といわれたらと思うと心配です。</p>
事務局	<p>そのことにつきましては、産業振興課に確認しましたところ、譲受人の●●さんと譲渡人の●●さんにも確認をし現状では双方でご理解をいただいているとの事です。他の実例ですが法定相続人から継続で農地をお借りするという手続きをとられている方がいらっしゃいます。その家ごとにいろいろな事情があるかと思えます。繰り返しになりますが、今回の事例は双方でご理解を得られているとの確認ができていますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 この利用設定の期間ですが、以前に農業委員会としても3年ではなくて5年くらいにしてはどうかという話もありましたが、皆様のご意見では3年で継続していけば良いのではないかということであえて3年にしてあります。</p>
村山委員	<p>これは自動契約ということはないのですか。</p>
事務局	<p>利用集積計画につきましては、先ほど申し上げたように計画を3年間ごとに出さないといけないということがあります。これが認定農業者ではない農家間の農地の貸借だと契約書を一度出していただければ、そのまま更新されてしまうのですが、今回は利用集積計画ですので3年間の計画を出さない限り次の継続はできないことになっています。</p>
議 長	<p>これも逆に言えば、生活の安定のためにも3年間の計画でどのよう</p>

	<p>な事をやっていくのかということがわかって、貸す側にしても安心できるのが最大のメリットだと思います。 今お二人の方からご意見をいただきましたが、他に何かありますか。</p> <p>他に意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「平成29年度 習志野市農用地利用集積計画 第6号（案）」について賛成の方の同意を求めます。 議案第2号について賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、 議案第2号は承認されました。 事務局は、市長に対し承認の旨、回答してください。</p> <p>続きまして、議案第3号 「習志野市都市計画審議会委員の推薦について」 を議案とします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 習志野市都市計画審議会委員の推薦について 平成30年2月13日付け都計第391号により、習志野市長から農業委員会会長あてに、習志野市都市計画審議会の委員の任期が平成30年3月31日をもって満了するため、農業委員会より1名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。 選出人数 1名 委員の任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで 以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 都市計画審議会の委員につきましては、今まで飯生良委員に頑張っていたいただきました。今回、市長より次期委員1名の推薦依頼がありました。選出方法はどのようにいたしましょうか。 ご意見等のある方は挙手願います。</p> <p>はい、田久保委員どうぞ。</p>
田久保委員	<p>もし、次期委員も飯生良委員に継続してお願いできれば一番良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>

議 長	今、田久保委員から飯生良委員に継続してお願いしたら良いのではないかとのご意見がありましたが、飯生良委員いかがですか。
飯生良委員	皆様の賛同を得られるのであれば、継続しても良いと思っています。
議 長 各委員	皆様いかがでしょうか。 「異議なし」の声.....
議 長	<p>それでは、「習志野市都市計画審議会委員の推薦について」つきましては、現委員の飯生 良より継続して受けて頂ける旨の承認をいただき、30年4月1日から2年間の期間で決めたいと思いましたが如何でしょうか？</p> <p>ご異議ない方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第3号の「習志野市都市計画審議会委員の推薦について」につきましては、飯生 良委員を農業委員から推薦いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知ですが、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>資料は事前に配布し、すでにご覧いただいていると思いますが、質問等がありましたら挙手願います。 何かありませんか。</p> <p>.....「ありません」の声.....</p> <p>質問等が無いようですので議事を進めます。 暫時休憩します。</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>

	<p>続きまして、報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）についてを議題といたします。 これについては、現地調査報告を地区担当の植草委員からお願いいたします。</p>
植草守委員	<p>それでは、ご報告いたします。 2月9日に事務局長、私、とご本人の●●●さんの3名で現地調査を行いました。人参など野菜が蒔いてあり、畑がきれいになっていましたことを確認いたしました。 以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 次に●●●丁目の●●●●さんについては、田久保征夫委員から報告をお願いします。</p>
田久保委員	<p>はい、2月26日に私、事務局長とご本人の●●●●さん3名で現地調査に行ってみりました。ハウスが4棟建っていて1棟は既にトマトを作付けしており、2棟目はキュウリをその後は徐々に夏野菜を作付けしていくとの事です。ハウスもきれいにしていますし問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 今日は少し早めの議事の進行となりましたが、関連するご意見やご質問などありませんか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、 平成30年第3回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>